

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

業務改善助成金の 申請の手引き



CONTENTS 目次

- 1 業務改善助成金制度の目的……1
- 2 業務改善助成金制度の概要……1
- 3 支給対象となる事業主………1
- 4 交付額等について………3
- 5 申請から支給までの
 手続きについて………4
- 6 業務改善助成金受給後の
 手続き………10



厚生労働省ホームページアドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)
最低賃金に関する特設サイトアドレス (<http://www.saiteichingin.info/>)

お問い合わせ・申請先 労働局賃金課室(裏表紙参照)へ



1 業務改善助成金制度の目的



この助成制度(最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)。以下「業務改善助成金」という。)は、地域別最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業(地域別最低賃金額が700円以下の道県に事業場を置くものに限ります。)の事業主を支援する目的で、平成23年度に設けられたものです。

※この制度は、2020年までのできる限り早期に全国最低800円を確保し、それにより大きな影響を受ける中小企業に対する支援を検討するとして政府、労働界及び経済界(以下「政労使」といいます。)の合意(平成22年6月3日、第4回雇用戦略対話)を踏まえ、中小企業に対する支援を行うことで政労使が合意した「雇用戦略・基本方針2011」(平成22年12月15日、第6回雇用戦略対話)に基づくものです。

2 業務改善助成金制度の概要



地域別最低賃金額が700円以下の道県に事業場を置く中小企業事業主が、最低賃金の引上げに先行して事業場内で最も低い賃金(以下「事業場内最低賃金」という。)を4年以内に計画的に時間給または時間換算額(以下「時間給等」という。)で800円以上に引き上げる賃金改善計画を策定し、1年あたり時間給等を40円以上となる引上げを実施するとともに、労働者の意見を聴取の上、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善(以下「助成事業」という。)を実施した場合に、業務改善に要した経費の2分の1を国の予算の範囲内で助成する制度です。(業務改善助成金の上限は100万円、下限は5万円です。)

3 支給対象となる事業主



次の1～6のいずれにも該当する事業主です。

- 1 次の表1の「業種」に応じて「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれか一方の要件を満たす事業主であること。

(表1)

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一 般 産 業 (下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸 売 業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小 売 業	5,000万円以下の法人	50人以下

2 事業場内最低賃金が時間給等800円未満の労働者を使用している事業主であること。

3 次の(1)の賃金改善計画及び(2)の業務改善計画(以下これらを「事業実施計画」と総称する。)を策定し、各道県労働局長(以下「労働局長」という。)に「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)交付申請書」(以下「交付申請書」という。)を提出し、交付決定を受けた事業主であること。

(1) 賃金改善計画

交付申請書を提出した年度(以下「申請年度」という。)に事業場内最低賃金の時間給等を40円以上引き上げ、かつ、4年以内に事業場内最低賃金を時間給等800円以上とする計画のことです。

(2) 業務改善計画

申請年度の業務改善(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等)に係る経費の合計が10万円以上で、労働者の意見を聴いた計画のことです。

4 事業実施計画に基づき、次の措置を実施した事業主であること。

(1) 事業場内最低賃金規程の作成

賃金改善計画に基づき、就業規則等で、申請年度において事業場で最も低い賃金から時間給等で40円以上高い事業場内最低賃金額を定めてください。(最低賃金の減額特例許可を受けた労働者を除く。)

(2) 賃金改善の実施

上記(1)により定められた就業規則等に基づき賃金を引き上げてください。(確認期間として3箇月間の支払実績が必要です。)

(3) 業務改善の実施

業務改善計画に基づき業務改善を実施し、その経費として合計10万円以上の支払を行うことが必要です。

5 次の(1)～(7)のいずれの場合にも該当しない事業主であること。

(1) 交付申請日の6箇月前から交付申請日が属する年度の末日までに、次の行為等を行った場合。

ア 解雇を行うこと。ただし、労働基準法(昭和22年法律第44号)第20条に定める「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合」を除きます。

イ 企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じ、又は、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じたこと。

ウ 引上げ対象労働者以外の労働者(基本給が時間給または日給の者に限る。)の賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)の第4条第1項の賃金に限る。)を引き下げること。

(2) 同一年度に、同一の措置内容に対して国又は地方公共団体からの他の補助金(間接補助金を含む。)の交付を受けた場合。

(3) 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成金を受け又は受けようとしたことにより申請先の労働局長から3年間にわたる助成金の不支給措置がとられている場合。

(4) 交付申請日の前日から起算して6箇月前の日から交付申請日の属する年度の末日までの間に、労働関係法令の違反により送検されたなど支給することが適切でないものと認められる場合。

(5) 暴力団関係事業場であると認められた場合。(交付要領の第2の1の(5)のオを参照。)この場合、既に業務改善助成金の支払いを受けたものについても返還対象となります。

(6) 直近2年間の消費税及び地方消費税、法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)の未納がある場合。

(7) 労働保険に加入せず、または、加入していても直近2年間の労働保険料の未納がある場合。

6 上記の2～5に基づく措置等の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること

4 交付額等について



1 交付対象となる経費について

(1) 業務改善に係る経費の例

業務改善効果のある物品の購入、リース費、専門家への委託費等が主となります。その一例として次のものが考えられます。

ア 賃金制度の整備

事業場内最低賃金の引上げに伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費

イ 就業規則の作成や改正

事業場内最低賃金の引上げ等に伴う規定の作成・改正のための社会保険労務士の手数料

ウ 労働能率の増進に資する設備・機器の導入

(ア) 在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入費用

(イ) 作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗の改装、機器等の購入費用

エ 労働能率の増進に資する研修

新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用

(2) 業務改善と認められない経費の例

通常の事業活動に伴う経費及び準ずる経費は対象としません。

(3) 対象となる期間

業務改善措置は、交付決定後に実施したものに限り、例えば、業務改善計画の策定を経営コンサルタント等に依頼した場合の様に交付決定前の措置は対象としません。

(4) 対象となる事業場

当該事業場の業務改善に要した費用のみを対象とし、同一企業であっても他の事業場に係る業務改善に要した費用は対象としません。

2 交付額について

この助成金の交付額は、次により算出されます。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。(5、6、7頁の交付申請書、国庫補助金所要額調書、事業実施計画書記入例参照)

(1) 比較対象

次の表2の第2欄に定める助成対象経費の実支出額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額と第1欄に定める基準額とを比較していずれか少ない方の額を選定します。また、助成対象経費の下限は10万円とし、その場合の助成額は5万円であることにご注意ください。

(2) 交付額

上記(1)により選定された額と総事業費から当該事業に係る収入額(寄附金を除く)※を控除した額と比較して少ない方の額を交付額とします。

※例えば、新製品の開発を助成事業とする場合に、試作品を試験販売する場合の売上が該当します。

(表2)

1 基準額	2 助成対象経費	3 補助率
100万円	交付要綱第3条第1項に掲げる経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、原材料費、機械装置等費、試作・実験費、造作費及び委託費	2分の1

5 申請から支給までの手続について



業務改善助成金の申請から支給までの事務手続は下図のとおりとなります。助成金の申請先は、事業場を管轄する労働基準部賃金課室です。お気軽に御相談ください。（交付決定後に業務改善計画の実施と経費の支払い及び引き上げた賃金の3箇月間の支払実績が必要なことから、交付申請から助成金の支給まで4～5箇月くらいかかります。）

業務改善助成金の手続



参考

事業実施計画の作成は、国が委託して設置している「最低賃金総合相談支援センター」及び「最低賃金相談支援コーナー」で経営面・労働面の専門家が無料・秘密厳守でお手伝いします。お気軽にご利用・ご相談ください。

最低賃金総合相談支援センター・支援コーナーとは



- センター及びコーナーの所在地は各労働局賃金課室にお尋ねください。
- いずれも、経営面・労働面の専門家を配置し、相談・コンサルティングをワンストップで行っています。
- 課題に応じてハイレベルな専門家の派遣を行います。
- センターでは、経営労務管理セミナーも開催します。
- センター及びコーナーの開設時間は午前9時～午後5時です。
- 開設日については、センター及びコーナーにお問い合わせください。

手続きの順に沿って第5に示す図中①交付申請書、②実績報告書、③支給申請書、③賃金状況報告の書き方と留意事項について説明します。

【交付申請書等の書き方と留意事項について】

助成事業申請に対し労働局長は、助成事業として交付決定または不交付決定を行います。つきましては、事業実施計画の実施は、交付決定後に着手してください。

1

STEP

① 交付申請書(交付要領様式第1号)

① 事業場において文書番号を使用されている場合に記入してください。

② 事業場の所在地、名称を記入してください。

③ 法人の場合は代表権を有する者の署名又は記名押印をしてください。

④ 別紙の国庫補助金所要額調への国庫補助所要額を記入してください。上限額は100万円、下限額は5万円です。

⑤ 賃金改善計画及び業務改善計画の概要を記入してください。

⑥ 例示された書類の外に労働局が必要と認める書類も添付してください。

⑦ 添付書類

1 事業実施計画書(記入例は6頁及び7頁参照)

2 法人登記簿謄本(法人の場合)※

3 直近2年間の消費税及び地方消費税、法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)の未納がないことを税務署が証明する納税証明書。※

4 直近2年間の労働保険料申告書及び納付書の写し

※法人登記簿謄本、税務署の納税証明書等の公的機関が発行する証明書類は、申請前3箇月以内に作成されたものとしてください。

様式第1号

第1号

平成23年7月11日

北海道労働局長 北海 道子 殿

住 所 札幌市厚別区厚別中央2-1-2-5

事業場名 株式会社千代田 札幌店

代表者職氏名 代表取締役 霞 関太郎 印

平成23年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)
交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 金 800,000 円

2 事業の目的及び内容

当営業所の最も低い時間給を、3か年以内に現在の700円から820円に引き上げることとし、平成23年9月1日から740円とする。
在庫管理業務等の効率改善のため、POSレジシステムを導入する。

3 国庫補助金所要額調書(別紙)

(添付資料)

1 事業実施計画書

2 その他参考となる書類

① 法人登記簿謄本

② 納税証明書(消費税及び地方消費税) (平成21年度、平成22年度)

③ 納税証明書(法人税) (平成21年度、平成22年度)

④ 労働保険料申告書及び納付書の写し (平成22年度、平成23年度)

国庫補助金所要額調書

区分	総事業費	収入額	差引額 (A - B)	対象経費 支出予定額	対象経費支 出予定額に 補助率(2分 の1)を乗じ た額	基準額	選定額 (EとFを比較し て少ない方の額)	国庫補助 基本額 (CとGを比較して 少ない方の額)	国庫補助 所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	1,600,500 円	0円	1,600,500 円	1,600,500 円	800,250 円	1,000,000 円	800,250 円	800,250 円	800,000 円

- 金額は消費税を含んだ額で記入してください。
- 試作品のテスト販売の売上げなどが該当します。
- 「国庫補助基本額 H」の金額から千円未満を切り捨てた金額を記入してください。

様式第1号

別添

事業実施計画書

- 法人の場合に記入してください。
- 事業場が本店の場合でも記入してください。
- 日本標準産業分類に基づき記入してください。
- 該当労働者が多く、書ききれない場合は、別紙に記入してください。
- 助成金申請する年度は、40円以上の引き上げ計画としてください。
- 「ア 賃金が時間給等800円未満の労働者」の最も低い労働者の賃金額と一致させてください。
- 最終引き上げ年度は、800円以上としてください。

1 申請企業の規模等		①資本金又は 出資の総額	10,000千円	②企業全体で常時 雇用する労働者の数	83人
		③本店所在地	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2		
2 業務改善 等を行う 事業場	①事業場の名称	株式会社千代田 札幌店			
	②労働保険番号	01118 999999			
	③所在地	札幌市厚別区厚別中央2-1-2-5			
	④常時雇用する 労働者の数	18人	⑤事業の種類	洋品雑貨・小間物小売業	
3 助成金事業の概要					
(I) 賃金改善計画					
ア 賃金が時間給等 800 円未満の労働者		労働者職氏名 (性別、生年月日)		時間給または時間換算額	
事業場内で最も低い賃金 (以下「事業場内最低賃金」という。) を含む時間給等 800 円未満の賃金の状況		販売員 日比谷 仙司 (男 昭55年4月26日)		720 円	
		販売員 丸の内 真美 (女 昭60年3月3日)		700 円	
イ 事業場内最低賃金を 800 円以上に引き上げる計画		①賃金計算期間 1日～月末 ②賃金支払日 翌月20日 ③引上げ年月日			
事業場内最低賃金を単年度に 40 円以上引き上げ、4 年以内に時間給等 800 円以上とする計画		ア 初年度引上げ年月日引上げ額等 平成23年9月1日 引上げ額 40 円 (700 円から 740 円へ)			
		イ 2年度引上げ年月日 平成24年9月1日 引上げ額 40 円 (740 円から 780 円へ)			
		ウ 3年度引上げ年月日 平成25年9月1日 引上げ額 40 円 (780 円から 820 円へ)			
		エ 4年度引上げ年月日 平成 年 月 日 引上げ額 円 (円から 円へ)			

8 事業場内最低賃金に係る条文を記入してください。

9 条文の施行予定日は附則として記入してください。

10 労働能率の増進に効果があることを具体的に記入してください。

11 消費税を含んだ額で記入してください。

12 別紙「国庫補助金所要額調書」の「総事業費 A」と一致します。

13 欄外の※1に基づき記入してください。

14 欄外の※2に基づき記入してください。
不支給要件の解雇等があった場合には、支給後であっても全額回収します。

15 同一年度内に、同一の事業について国、地方公共団体等の補助金の申請、交付決定、支給を受けている場合には、「有」に○を付し、その名称を書いてください。

16 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成を受け又は受けようとしたことにより、申請先の労働局長から3年間にわたる助成金の不支給措置がとられている場合は支給対象となりません。

ウ 事業場内最低賃金規定を定めた就業規則 (案)	【事業場内の最も低い賃金】 賃金規程 (事業場内最低賃金) 第〇条 当事業場における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額740円とする。ただし、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。 2 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。 附則 第〇条 この規程は、平成23年9月1日から施行する。	
(2) 業務改善計画		
必要性、内容及び実施方法	実施予定時期	費用見込額
POSレジシステムの導入により、商品の在庫状況、棚卸し作業や売上げ状況の分析に必要な時間を短縮する。 ①パソコン、サーバ ②ソフトウェア ③POS機器 レシートプリンタ 2台 バーコードスキャナ 6台 ラベルプリンタ 2台 キャッシュドロア 2台 カスタマーディスプレイ 2台	平成23年10月31日	① 304,500円 ② 393,000円 ③ 903,000円
費用見込額合計		1,600,500円

(3) 労働能率の増進に資する業務改善計画に対する労働者※1の意見	
意見を聴いた労働者の職氏名 販売主任 銀座 華子	
意見 POSレジシステムの導入により、商品の在庫管理に必要な時間が短縮でき、その時間を接客業務等に当てることにより売り上げが拡大すると思うので、計画に賛成します。	
4 交付申請前6箇月間の解雇等の状況※2 平成23年1月11日から交付申請日の前日の平成23年7月10日までの6箇月間、解雇等は行っていません。	
5 他の助成金の受給、申請の有無 有・無 有の場合、助成金の名称	
6 その他 過去3年間、北海道労働局から助成金の不支給措置はとられていません。	

※1 業務改善の対象業務に従事している労働者から一人選んでください。なお、就業規則の作成又は変更については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者となります(当該事業場の労働者数が常時10人未満の場合を含む)。

※2 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。)のほか、①企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じた場合、または、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じた場合、②引上げ対象労働者以外の労働者(基本給が時間給または日給の者に限る。)の賃金を引き下げることです。

2 STEP

②実績報告(交付要綱様式第7号)

様式第7号

第6号
平成23年12月1日

北海道労働局長 北海道 道子 殿

住所 札幌市厚別区厚別中央2-1-2-5

事業場名 株式会社千代田 札幌店

代表者職氏名 代表取締役 實 岡太郎 印

平成23年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)
事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告する。

記

1 国庫補助金精算書(別紙)
2 事業実施結果報告
別添事業実施結果報告書のとおり。
3 その他参考となる書類
① 労働者の賃金台帳
② 就業規則、意見書(写し)
③ 領収書
④ 写真(導入前、導入後)

区分	総事業費	収入額	差引額(A-B)	対象経費支出予定額	対象経費支出予定額に補助率(2分の1)を乗じた額	基準額	選定額(1E+Fを比較して少ない方の額)	国庫補助基本額(CをGと比較して少ない方の額)	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)	1,600,500円	0円	1,600,500円	1,600,500円	800,250円	1,000,000円	800,250円	800,250円	800,000円

- 1 事業場の所在地、名称を記入してください。
- 2 例示した書類の外に労働局が必要と認める書類も添付してください。
- 3 確認期間として引上げ前6箇月、引上げ後3箇月分の全労働者の賃金台帳を添付してください。
- 4 常時使用する労働者の数が10人未満の事業場の場合は、監督署への届け出は必要ありません。
- 5 業務改善に要した費用を証する書面。(例：領収書)
- 6 業務改善措置を確認できるものを添付してください。
- 7 金額は消費税を含んだ額で記入してください。
- 8 試作品のテスト販売の売上げなどが該当します。

事業実施結果報告(交付要領様式第7号)

様式第7号

別添

事業実施結果報告

1 申請企業の規模	①資本金又は出資の総額	10,000千円	②企業全体で常時雇用する労働者の数	83人
	③本店所在地	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2		
2 業務改善等を行う事業場	①事業場の名称	株式会社千代田 札幌店		
	②労働保険番号	01118 999999		
	③所在地	札幌市厚別区厚別中央2-1-2-5		
	④常時雇用する労働者の数	18人	⑤事業の種類	洋品雑貨・小間物小売業

3 助成金事業の実施結果

(1) 資金改善計画の実施結果

ア 事業場内で最も低い賃金(以下「事業場内最低賃金」という。)の引上げ結果

(ア) 賃金計算期間
1日~月末

(イ) 賃金支払日
翌月20日

(ウ) 引上げ年月日及び額

a 初年度引上げ年月日
平成23年9月1日 引上げ額 40円(700円から740円へ)

b 2年度引上げ年月日
平成 年 月 日 引上げ額 円(円から 円へ)

c 3年度引上げ年月日
平成 年 月 日 引上げ額 円(円から 円へ)

d 4年度引上げ年月日
平成 年 月 日 引上げ額 円(円から 円へ)

イ 時間給等800円未満の労働者の賃金の引上げ状況

労働者職氏名(性別、生年月日)	引上げ前の時間額	引上げ年月日	引上げ後の時間額
販売員 日比谷 仙司 (男 昭55年4月26日)	720円	平成23年9月1日	750円
販売員 丸の内 真美 (女 昭60年3月3日)	700円	平成23年9月1日	740円

- 1 法人の場合に記入してください。
- 2 事業場が本店の場合でも記入してください。
- 3 日本標準産業分類に基づき記入してください。
- 4 該当労働者が多く、書ききれない場合は、別紙に記入してください。

5 必要性については具体的に記入してください。

6 消費税を含んだ額で記入してください。

7 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成を受け又は受けようとしたことにより、申請先の労働局長から3年間にわたる助成金の不支給措置がとられている場合は支給対象となりません。

ウ 事業場内最低賃金規定を定めた就業規則及び過半数労働者代表者等の意見書

別途写しのとおり。

(2) 業務改善計画の実施結果（納品書、領収書等を添付すること。）

必要性、内容及び実施方法	実施時期	費用額
POSレジシステムの導入により、商品の在庫状況、棚卸し作業や売上げ状況の分析に必要な時間を短縮する。	平成23年10月31日	
①パソコン、サーバ ②ソフトウェア ③POS機器 レシートプリンタ 2台 バーコードスキャナ 6台 ラベルプリンタ 2台 キャッシュドロア 2台 カスタマーディスプレイ 2台		① 304,500 円 ② 393,000 円 ③ 903,000 円
費用額合計		1,600,500 円

4 交付申請前6箇月から事業実績報告までの間の解雇等※の状況
なし

4 同一年度内の他の助成金の受給、申請の有無
有・無 有の場合、助成金の名称

5 その他
過去3年間、北海道労働局から助成金の不支給措置はとられていません。

※ 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほかに、① 企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じた場合、または、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じた場合、②引上げ対象労働者以外の労働者（基本給が時間給または日給の者に限る。）の賃金を引き下げることで。

3 STEP

③助成金支給申請書(交付要領様式第8号)

1 事業場の所在地、名称を記入してください。

2 労働局長名の交付額確定通知書に記載された文書番号及び金額を記入してください。

3 濁点は1マスとして記入してください。また、「ツ」、「ヤ」など小さく書く場合でも大きく書いてください。
例:(誤)カイヤ → (正)カイヤ

様式第8号

平成24年1月5日

北海道労働局長 殿

〒004-8518 (Tel. 011-000-0000)

申請事業主 住所 札幌市厚別区厚別中央2-1-2-5
氏名 株式会社千代田 印
代表取締役 霞 関太郎
事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
支給申請書

平成23年12月22日付け北労発基第61号平成23年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付額確定通知書により下記1の事業場について確定した助成金額800,000円の通知を受けたところですが、その支給を下記2の銀行口座への振り込みにより受けたいので支給を申請します。

1 賃金及び業務の改善を行った事業場

事業場の名称	株式会社千代田 札幌店
労働保険番号	0111899999
所在地	札幌市厚別区厚別中央2-1-2-5

2 助成金の振込先

金融機関名及び番号 (フリガナ)	支店名及び番号 (フリガナ)	口座番号 (右へよせて下さい)
〇〇銀行	札幌支店	
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
口座の種類	口座名義 (カタカナ)	備考
普通・当座	カフシキカ イシ	
該当するものを○で囲んで下さい。	ヤチヨタ	

※口座名義は最上欄のマスから右に書いて下さい。

6 業務改善助成金受給後の手続き



助成金を受給した事業主は、翌年度の4月30日までに労働局長に対し受給後の解雇、賃金等の状況を報告するため賃金状況報告を提出してください。

この報告を行わない又は虚偽の報告を行った場合は、交付決定を取り消し、支給した助成金を回収する場合があります。

4
STEP

④賃金状況報告(交付要領様式第10号)

様式第10号

平成24年4月6日

北海道労働局長 殿

〒004-8518 (11a.011-000-0000)

申請事業主 住所 札幌市厚別区厚別中央2-1-2-5

氏名 株式会社千代田 印

代表取締役 霞 関太郎

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

賃 金 状 況 報 告

1 平成24年1月26日北労発基65号をもって支給の決定を受けた平成23年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)について、平成24年3月31日現在の助成金を受けた事業場の賃金の状況を下記により報告します。

記

1 対象期間について
交付決定申請の6箇月前から平成24年3月31日まで

2 解雇等※の状況について
解雇等の事実は一切ありません。

3 賃金改善計画に基づいて引き上げた労働者の賃金の状況について
賃金改善計画に基づいて平成23年9月1日に引き上げた賃金は、引き続き、その額で支払っています。平成23年12月1日付で労働者〇〇を採用しましたが、その賃金額は、事業場内最低賃金額時間給740円と同額とし、引き続きその額を支払っています。

※ 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。)のほかに、①企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じた場合、または、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じた場合、②引上げ対象労働者以外の労働者(基本給が時間給または日給の者に限る。)の賃金を引き下げることで

1 労働局長名の支給決定通知書に示す文書番号を記入してください。

参 考

助成事業実施中のその他の手続き

交付決定後から助成事業完了までの間に、申請時の助成事業の内容等に変化等が生じた場合には、次の手続きがあります。詳しくは申請先労働局賃金課室にお尋ねください。

- (1) 申請の取り下げ(交付要綱第6条関係)
- (2) 計画変更の申請及び承認(交付要綱第8条関係)
- (3) 助成事業の中止又は廃止の申請(交付要綱第9条関係)
- (4) 事業遅延の届出(交付要綱第10条関係)
- (5) 状況報告(交付要綱第11条関係)

地域別最低賃金額が700円以下の道県労働局賃金課室一覧

No.	労働局名	所在地	電話番号	最低賃金額
1	北海道	〒060-8566 札幌市北区北八条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階	011(709)2311(内線3563)	691円
2	青森	〒030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4114	645円
3	岩手	〒020-0023 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎	019(604)3008	644円
4	宮城	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022(299)8841	674円
5	秋田	〒010-0951 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018(883)4266	645円
6	山形	〒990-8567 山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023(624)8224	645円
7	福島	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	024(536)4604	657円
8	茨城	〒310-8511 水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6216	690円
9	栃木	〒320-0845 宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9109	697円
10	群馬	〒371-8567 前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル8F	027(210)5005	688円
11	新潟	〒951-8588 新潟市中央区川岸町1-56	025(234)5924	681円
12	富山	〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076(432)2735	691円
13	石川	〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階	076(265)4425	686円
14	福井	〒910-8559 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階	0776(22)2691	683円
15	山梨	〒400-8577 甲府市丸の内1丁目1番11号	055(225)2854	689円
16	長野	〒380-8572 長野市中御所1丁目22-1	026(223)0555	693円
17	奈良	〒630-8570 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0206	691円
18	和歌山	〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎	073(488)1152	684円
19	鳥取	〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9	0857(29)1705	642円
20	島根	〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F	0852(31)1158	642円
21	岡山	〒700-8611 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086(225)2014	683円
22	山口	〒753-8510 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0372	681円
23	徳島	〒770-0851 徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎1F	088(652)9165	645円
24	香川	〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087(811)8919	664円
25	愛媛	〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5F	089(935)5205	644円
26	高知	〒780-8548 高知市南金田1番39号	088(885)6024	642円
27	福岡	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F	092(411)4578	692円
28	佐賀	〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7179	642円
29	長崎	〒850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階	095(801)0033	642円
30	熊本	〒860-8514 熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階	096(355)3202	643円
31	大分	〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6F	097(536)3215	643円
32	宮崎	〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階	0985(38)8836	642円
33	鹿児島	〒892-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099(223)8278	642円
34	沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3F	098(868)3421	642円